

皆さんに安全な水を届けています

問水道課 ☎821-6237

◆水質検査の結果(令和5年12月実施)

検査結果は、配水区域4系統とも、すべての項目で水質基準に適合していました。また、PFAS(有機フッ素化合物の総称)についても、国の暫定目標値を下回っており安全です。

水道水質検査計画や毎月実施している水質検査の結果など、詳しくはホームページをご覧ください。



水質基準項目		基準値	大岩田配水場系	神立配水場系	右廻配水場系	新治浄配水場系
健康に関する項目	一般細菌	100個/㎖以下	0個/㎖	0個/㎖	0個/㎖	0個/㎖
	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
	カドミウム	0.003mg/ℓ以下	0.0003mg/ℓ未満	0.0003mg/ℓ未満	0.0003mg/ℓ未満	0.0003mg/ℓ未満
	水銀	0.0005mg/ℓ以下	0.00005mg/ℓ未満	0.00005mg/ℓ未満	0.00005mg/ℓ未満	0.00005mg/ℓ未満
	鉛	0.01mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ未満	0.001mg/ℓ未満	0.001mg/ℓ未満	0.001mg/ℓ未満
性状に関する項目	亜鉛	1.0mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ未満	0.01mg/ℓ未満	0.01mg/ℓ未満	0.01mg/ℓ未満
	鉄	0.3mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ未満	0.01mg/ℓ未満	0.01mg/ℓ未満	0.01mg/ℓ未満
	銅	1.0mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ未満	0.01mg/ℓ未満	0.01mg/ℓ未満	0.01mg/ℓ未満
	ナトリウム	200mg/ℓ以下	28.1mg/ℓ	28.0mg/ℓ	28.0mg/ℓ	28.4mg/ℓ
	マンガン	0.05mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ未満	0.001mg/ℓ未満	0.001mg/ℓ未満	0.001mg/ℓ未満

健康に関する項目および性状に関する項目(抜粋)

※その他、41項目の検査が義務付けられていますが、検査の結果いずれも基準値を大きく下回っています。

◆指定工事店による水道工事について

水道工事の申し込み

家庭で、給水装置の新設・改造・撤去などの工事をするときは、市が指定する「土浦市指定給水装置工事事業者」にお申し込みください。指定事業者以外では工事を行うことはできません。

※指定事業者は、ホームページまたは水道課で閲覧ができます。



工事費用

皆さんの負担となります。また、工事費用は使用する材料、水道管の口径などによって異なりますので、指定事業者に直接お問い合わせください。

◆漏水したときは

料金減額措置

上下水道料金が著しく増額した場合、漏水が疑われます。漏水は、条件を満たしていると料金の減額措置を受けることができますので、漏水修理を依頼した指定事業者または水道課にお問い合わせください。

修理費用

宅地内の漏水箇所の修理費用は皆さんの負担となります。



水道管と、井戸水など水道以外の管をバルブで切り替えて使用したり、直接連結することは水道法で禁止されています。



水道課職員を装った**詐欺や窃盗、悪質な訪問販売**にご注意ください



市では、次のようなことは行っていません。

- ・水道メーターを交換して費用を請求する
- ・要請のない水質検査をして費用を請求する
- ・突然訪問して水質検査を行った後、浄水器の販売やあっせん、水道管の配管工事契約を行う

不審に思ったら、「立入検査証」の提示を求め、職員の確認を行うか、水道課へお問い合わせください。

必要に応じて、警察署または交番・駐在所へ通報してください。